

第4回 新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会 ＜議事要旨＞

○日時：令和5年1月13日（金）15：00～16：45

○場所：経済産業省本館17階第1特別会議室

○出席者：西村経済産業大臣、川村座長（一般社団法人グローバル政策研究所 代表理事）、伊東委員（株式会社フィンクロス・デジタル 代表取締役社長）、伊藤委員（埼玉県鍍金工業組合 理事長（日本電鍍工業株式会社 代表取締役））、翁委員（株式会社日本総合研究所 理事長）、川寄委員（株式会社東研サーモテック 相談役）、中嶋委員（板橋区立企業活性化センター センター長）、家森委員（神戸大学経済経営研究所 教授）

※西村大臣は、会議の途中に挨拶のみの出席

※伊東委員、翁委員、川寄委員、家森委員はWEB会議にて出席

※財務省からは、奥総括審議官が出席

※金融庁からは、伊藤監督局長が出席

※商工中金からは関根社長、鍛冶専務が出席

○議事の概要：

- 冒頭、座長から以下のとおり挨拶。

【座長】

- ・これまでの検討会において、商工中金の利用者や地域金融機関の皆さんから貴重なご意見を頂戴した。
- ・前回在り方検討会や評価委員会でのこれまでの議論を踏まえつつ、特に、これまで実施したヒアリングについてもよく踏まえた上で、本日は各委員の忌憚のないご意見を頂戴したい。
- 次に、事務局から資料3に基づき、第3回検討会での取引先及び金融機関からの商工中金に対する期待・要望、委員及び関根社長の主な発言に関して説明。
- 続いて、関根社長から資料4に基づき、第3回検討会で出された質問事項に対する回答に関して発言。主な発言は以下のとおり。

【商工中金】

- ・まず「なぜ、今、民営化する必要があるのか」という意見に対しては、環境が厳しく変化が激しい今だからこそ、変革を急ぐべきだと考えている。先送りすることは衰退につながり、決して中小企業のためにならない。今回の改革により、民間金融機関と一緒に中小企業を支援ができる環境が整うことから、是非ともこれを認めていただき、民間金融機関と一緒に、中小企業支援をしっかりとやっていきたい。
- ・次に「ビジネスモデルが逆戻りしないか」という意見に対しては、株主資格制限を残した形での民営化となれば、中小企業の役に立つためには、地域金融機関との連携・協業が不可欠であり、また、地域金融機関の経営を圧迫することは、中小企業のマイ

ナスになるため、そのようなことをしようとは考えていない。

- また、ガバナンスの更なる強化のために監査等委員会設置会社への移行を検討していること、地域金融機関からの意見を経営企画部・地域連携推進室や各営業店を窓口として承り、今後も連携・協業に取り組んでいくことを申し上げた。
- 改革後に収益至上主義になることへの懸念については、低金利のボリューム拡大は行わないということを4年前から指示しており、また、実際にそのような運営が行われているところ。株式会社として適正な収益を頂戴するために、事業性評価を起点とした長期安定的な取引スタンス等の付加価値をベースとした営業を行っており、低金利のボリューム拡大で、民間金融機関の経営を圧迫することは考えていない。
- 改革後の危機対応業務実施については、セーフティネット機能は商工中金のDNAであり、引き続き担っていく。
- 第1回検討会で、西村大臣から、本検討会は「中小企業のための商工中金改革という観点から議論をお願いしたい」という話があった。商工中金が、真に中小企業の役に立つ金融機関として、その役割をしっかりと発揮していくためにはどうあるべきか、私どもとしても、また、これまでの検討会で発言のあった各中小企業団体代表の方々や商工中金を利用する中小企業代表の方々の意見からも、目的は「中小企業のため」という観点でご討議・ご調整をお願いしたい。

- 次に、事務局から資料5（非公開）に基づき、説明。

- 続いて、西村大臣から以下のとおり挨拶。

【西村大臣】

- 委員には、「中小企業のための商工中金改革」という観点から、今後の商工中金のあるべき姿について、積極的に議論いただいていることに感謝。
- これまで、中小企業関係団体や商工中金の取引先から、株主資格制限や危機対応業務の継続、特別準備金の維持等を前提に、事業性評価に基づくスタートアップ支援、経営改善・再生支援の強化等への期待から、政府保有株の売却を含む改革に賛同いただいている。
- その一方で、民間金融機関団体からは、改革の方向性についての大きな異論はなかったが、今は「危機時」であり、政府保有株売却のタイミングは「平時」まで待つべきではないかという指摘や、特別準備金等が維持されるのであれば、イコールフットイングの観点から、適正な競争環境の確保や民間金融機関との連携・協業を法的にも位置付けるべきといった指摘を頂戴していると承知。
- 再生やGX・DX対応など、中小企業を取り巻く課題は山積している。いつの時代も中小企業が厳しい状況にあるからこそ、中小企業を支える商工中金改革は待ったなしである。
- 中小企業の期待に応えつつ、民間金融機関の懸念を払拭できるような改革案を整理していきたい。委員には、引き続き「中小企業のための商工中金の在り方」について議論をお願いしたい。

- 最後に、自由討議を実施。主な発言は以下のとおり。

【座長】

- ・自由討議に入る前に、2点事務局に質問する。
- ・1点目は、コロナのゼロゼロ融資が終わって、これからますます大変になるという懸念が出されている中、政府として、新たに借換保証制度が創設されると聞いているが、この内容を説明してほしい。
- ・2点目は、コロナ支援では、貸すべきでない人にも貸してしまい、その結果、自己破産が相次いでいるといった報道もあり、アクセルとブレーキの踏み方が難しいと思う。その点において、借換保証制度の利用者から見た使い勝手をどのように見ているか。

【事務局】

- ・1点目は、民間ゼロゼロ融資の返済開始のピークは今年の7月に迎えるが、これに向けて借換保証という形で、収益力改善の取組みとセットで返済期間の長期化を実施する取組みを進めているところ。
- ・2点目は、今の倒産件数は、コロナ前と比較すると低水準。使い勝手についても、この借換保証は、金融機関の伴走支援を要件としているが、その制度設計にあたっては、金融機関団体と相当数の打合せの上で設計しており、使い勝手には配慮している。

【委員】

- ・私は、この6年間の商工中金の改革の取組みを間近で見させてもらった。
- ・360度評価を導入したことで、今まで上司にゴマをすることで出世した人は、この制度を出来たことで皆無になったと、職員の方が言っていたのが非常に印象的だった。
- ・地銀協などから「今が改革の時期ではないのではないか」といった意見もあったが、第3回検討会で、関根社長から「改革により企業風土が変わってきたことを職員が実感している中、改革が先送りにされることにより職員のモチベーションが下がってしまうことが一番怖い」という発言には非常に迫力を感じた。
- ・30年前のJリーグ発足時、Jリーグ準備委員会で委員から様々な意見が出された際に、川淵さんが「時期尚早という人は、100年たっても時期尚早という。前例がないと言う人は、既得権を守りたいだけで何年たっても前例がないという。」という台詞を言ったのを鮮明に覚えているが、そういう意味でも、ぜひこのタイミングで改革を進めるべきだというのが、私の率直な感想。

【委員】

- ・民間企業は、いつも危機的な状況に晒されながら、厳しい競争を行うことで事業を存続させてきている。各金融機関も生まれ変わった商工中金が市場に参入することに危機感を抱いていると思うが、それに対抗するような新しいビジネスモデルを金融機関自身が作り上げていくべき。商工中金の改革のスピードを止めることが解決策ではない。
- ・中小企業と言っても、何百人規模のところから、十名以下の零細企業まで様々ある。商工中金は、比較的経営の良い中小企業と取引しているイメージだが、良い中小企業は、単独でも生きていける。むしろ、技術はあるが存続することが難しい小さい企業をサポートしていくことが大事。
- ・今回は、段階的に民営化を進めていくことになるかもしれないが、個人的にはこのま

ま100%民営化まで進めた方がよいと思っている。現在は、関根社長の強いリーダーシップのもとで改革を進めているが、人間は甘いので、ぬるま湯に浸かってしまうとそのままになってしまう可能性がある。民間企業がどれだけ厳しいかということを知ったのなら、そのまま継続させるために、完全民営化を進めた方がよいと思う。

【委員】

- 商工中金の業務運営委や評価委員を務めさせてもらったことに加えて、全国の商工中金の現場の職員を見てきて、彼らが非常に努力していることは、みんなが評価をしている。この素晴らしい改革を成し遂げたというプライドと自信を持ち続けてほしいと強く思う。
- 完全民営化という言葉があったため、私は、商工中金が完全に民間の金融機関になると思っていたため、これは時期が早いと考えていたが、今回の民営化では、引き続き政府の関与が残ることや、危機対応業務も実施するという点で、これなら早く進めた方がよいと考えている。
- 新しい借換制度が先週から始まったが、中小企業支援はここ1、2年が勝負となるため、商工中金にも中長期的な計画だけでなく、短期的な目標を新たに取り入れてほしい。
- 商工中金は全国ネットワークを有しており、また、各地域によって置かれている状況は全く異なっていることから、全体の方針に加えて、各地域の戦略はあって然るべき。
- 色々な金融機関から話を聞くと、ぜひ商工中金のやり方を教えてほしいというところがたくさんあるので、そうしたやる気のある金融機関と連携していくのが良いと思う。

【座長】

- 委員からご指摘のあった、中長期はもちろん大事だが、足下がなかなか大変な状況の中で、短期的な目標を入れた方がよいという点はいかがか。

【商工中金】

- 先ほどのゼロゼロ融資のバージョンアップについては、再生計画をしっかりと示さないと対象にならず、これは中小企業だけではできない部分があると思うので、我々がしっかりサポートしていくことが大事だと思っている。
- 合わせて、地域によって違うという指摘はおっしゃるとおり。地域において、産業構造も違えば、人の気質も違う中で、地元の役に立つためにはどうすればよいかという中で、4年前から本部からのノルマ割当や数値的な目標設定はやめて、自分たちで考えるということを言っている。地域の特性の違いを現場が把握しながら、地域の役に立つということをこれからもしっかりと続けていきたい。

【座長】

- 今後、商工中金は、個人保証に依存しない担保無保証の道を歩みだそうとしている中で、個人保証や物的担保をとらないことに対するノウハウや取組みについてお伺いしたい。

【商工中金】

- ・まず個人保証については、個人保証経営者ガイドラインがあるので、これに則って対応している。現在、約7割は個人保証をつけておらず、これは民間金融機関の中で、かなり高い水準。
- ・また、特にスタートアップについては、従来の担保や財務諸表による審査判断はできないので、どれだけ情報ネットワークを持っているかが重要。この4年間、研究機関、大企業、ベンチャーキャピタルファンドなどと相当ネットワークを構築してきた。
- ・それに加えて、自動車部品、医療、観光、飲食、サービスなどそれぞれの業種ごとにスペシャリストを配置して、徹底分析や対策立案を行うようにしており、今後、対象業種を拡大するなど、これらの取組みをさらに強化していきたい。

【座長】

- ・今の後段の話は、商工中金の新しいビジネスモデルの重点分野の中の、AゾーンやBゾーンに注力していくような理解でよいか。

【商工中金】

- ・そうした分野に加えて、先ほど委員からターゲットをどうするかという話があったが、我々もキャパがあるため全部できるかと言われると難しいが、組合を通じてそうしたサービス提供もできないかと考えている。従来の資金面だけでなく、ノウハウなどの情報面でのサポートしていきたい。

【委員】

- ・事務局がまとめた論点を1つ1つフォローするつもりだが、その順番については、順不同で意見を述べさせていただく。
- ・まず論点⑦の政府保有株については、皆さん異論はないと思うが、民営化という中で売却していくことには賛成。
- ・また論点⑥の業務規制については、民営化するのであれば、規制が民間と比べて厳しい部分は緩くする、また、民間と比べて緩い部分は、内容を見ながら民間に合わせていくということには賛成。
- ・第3回検討会で金融機関団体から、民業圧迫の回避と連携・協業の維持・強化に関する意見が出されたが、それに対する措置として、イコールフットィングの実現、経営者のコミットメント、法的な担保、チェックできる仕組みの構築の4つが必要であると考えている。
- ・1つ目のイコールフットィングについては、商工中金の財務内容の健全性が確保されているかを検証し、もし、確保されているのなら論点④で述べられた特別準備金は可能な範囲で国庫に納付する必要がある、また、それが難しいということであれば、危機対応準備金と同様の「国庫に納付するものとする」という規定に変更することは必要。
- ・2つ目の経営者のコミットメントについては、これまで関根社長が明言されてきているので、クリアしていると思う。
- ・3つ目の法的に担保するためには、論点⑧の民業圧迫回避規定を現行条文のまま存置することと、論点⑨の民間金融機関との連携・協業を進める規定を創設することが必

要であり、事務局案に賛成。

- ・ 4つ目のチェックできる仕組みの構築については、論点⑩の業務報告書の中に連携・協業の取組みを記載して、これを大臣がフォローすることに賛成。これに加えて、透明性を確保するため、個々の金融機関団体との意見交換ではなく、商工中金と各金融機関団体が一堂に会して、半期に一回くらい意見交換を行うのがよいのではないかと思う。
- ・ また、論点③の危機対応業務の責務については、商工中金自身もこれはDNAであるということを言っており、民間金融機関もぜひ商工中金にやってほしいということなので、このままやってもらうのがよいと思う。また、危機対応準備金についても、金額を見直すかは別として、危機対応業務の裏付けとして必要だと思うので、引き続き維持することが適当。
- ・ 一方、論点②の一般監督権限と大臣認可については、組合金融と中小企業金融の円滑化を維持する意味でも必要だと思う。なお事務局説明にあった、「経営の自由度を確保する観点も踏まえ、政府関与の在り方を検討する」というのはどう意味か、教えてほしい。
- ・ 論点①の株主資格については、現在の株主資格制限を維持しつつ、中小企業関係団体も対象に加えるということは良いと思う。ただし、5%以上の議決権取得に対する大臣認可を維持する必要があるかどうかは、よく検討していく必要があると思う。
- ・ さらに論点⑤の商工債については、その依存度を減らしており、民間金融機関には措置されていない制度であることから、新規の募集は中止して、なくしていく方向ではないか。ただし、どうしても商工債が必要だということであれば、何年を目途に廃止するというタイムスケジュールを組みながらやっていくということかと思っている。
- ・ また、論点⑦の商工中金法については、民業圧迫の回避規定や、組合金融・中小企業金融の円滑化、さらには株主資格制限を担保する上でも、存置する必要があると考えている。
- ・ 実施のタイミングについては、基本的にはこのタイミングで決めるべきだとは思っているが、今後の経営環境の不透明さや、拙速な実施を懸念するといった様々な意見が出されたことから、そうした意見にも配慮した形である程度ゆとりを持ったスケジュール感で進めた方がよいと思っている。

【事務局】

- ・ 「経営の自由度を確保する観点も踏まえ、政府関与の在り方を検討する」というのは、仮に政府保有株を売却した場合、経営の自由度は確保していく必要があると考えているため、今の政府の関与をそのまま維持してもよいかという点を、しっかり精査していく必要があるのではないかという趣旨で記載をした。

【委員】

- ・ 論点1については、将来、完全民営化をした時点では、株主自治により自ら判断されるべきものと考えている。ただし、ヒアリング内容を踏まえ、中小企業者の安心感や、商工中金らしさを維持する観点から考えると、今回の改革においては、現行の株主資格制限を維持するのが適切だと感じている。また、株主集団の性格を変えない範囲で資本充実を容易にする点や、より広い中小企業関係団体にも当事者になってもらう点

から、中小企業団体中央会や商工会議所などの団体にも株主資格を広げることも良いと思っている。また、株主資格を制限することにより、新しい商工中金のガバナンスが弱くならないかという論点については、非上場だが、コーポレートガバナンスコードの必要な部分を準拠することや、特に社外取締役を中心とする規律付けをしっかりと行うこと、情報開示について民間銀行と同様、あるいはそれ以上のものを求めているかどうかを考えている。

- ・ 論点2については、中小企業や地域金融機関から過去の経緯もあるのでまた逆戻りしてしまうのではないという不安感が示されたため、伝家の宝刀という形で関係者の理解が得られるまで、または、次の民営化のステップに進むまでは、監督権限は残してもよいと考えている。ただし、基本的には商工中金の経営の自主性を尊重することとして、監督権限の行使は抑制的な姿勢が望ましいと思う。例えば現行法では、商工中金に関して代表取締役の選任は主務大臣の認可事項になっているが、不祥事があった場合などに解任命令を出せる程度の規制にすることでもよいのではないか。
- ・ 論点3について、危機対応業務の実施を法律上の責務とし、そのための危機対応準備金を維持することが、中小企業者の安心を確保するうえで必要だと考える。ただし、今後、危機対応業務そのものについても検討していく必要があると思う。危機対応業務がどういった点で必要であり、どういった点で効果があり、どういった点で信用保証制度と補完しているのかという検討をし、危機対応業務がなくても信用保証制度を工夫すれば危機に対応できるのではないかなどという点も今後考えていく必要があるのではないか。今すぐに結論を出すのは時間的に難しいので、危機対応業務は残すものの、この点については今後も検討する必要があるのではないか。
- ・ 論点4の特別準備金については、これがあることにより、景気後退期に商工中金が貸し渋りをする懸念が小さくなり、これまでと同様の中小企業支援が期待できる源泉となることから、引き続き存置してTier 1に算入できるようにすることには賛成。ただし、特別準備金がどの程度必要なのかについては精査することが必要である。また、特別準備金を措置する以上、政府からの特別な支援があるということになるため、当該資金が民間金融機関との適正な競争環境を歪めることがないよう、民業圧迫回避規定や政府の一般監督権限を法律等に措置することがふさわしいと思う。
- ・ 論点5の商工債については、これがなくなると預金市場から資金を集めることになり、かえって民間金融機関との競争が激化してしまうのではないかと懸念していることや、非上場の商工中金が、商工債を発行することで債券市場での規律が一定程度働くのではないかという期待がある。また、普通銀行に転換した旧長期信用銀行が10年間の時限として金融債の発行を認めていたという事例もあるので、金融行政全体の枠組みの中で、商工債の発行をどう位置付けていくかは金融庁において検討してもらってはどうか。ただし、商工債を廃止する場合でも、激変緩和措置は必要だと考える。
- ・ 論点6の業務範囲は、商工中金から提案のあった拡大要望については問題がない。緩和と厳格化のいずれについても、銀行法に揃えていく方向でよいと考えている。これを機会に業務範囲を精査しておくことは望ましい。ただ、やるべきでない業務というのは経済情勢によって変化することから、法律で禁止するというよりは、やれる業務を定款に記載し、新業務を始めるときには、定款変更が必要になることから、そこで株主である中小企業者や社会取締役のチェックをかけて、さらに必要ということであれば、政府が一般監督権限でチェックしていくのがよいのではないかと思う。

- ・ 論点7の株式売却の時期については、政府保有株式の全部売却を進めていくのが良いと思う。コロナ禍からの回復過程での民間との協力関係の維持発展は、政府の株式保有がなくても構築が可能。ただし、過渡的なものと言えるかもしれないが、危機対応業務の責務や特別準備金が措置される以上、政府保有株がなくなっても、商工中金法といった特別な法律は必要。
- ・ 論点8と論点9は、今回の改革を円滑に進めるためにも、民業圧迫回避規定を残すことに異存はなく、また、連携・協業を進める規定を創設し、法律上そうした規定があれば、社外取締役もそれに基づき取締役会でチェックすることができると思うので、望ましいと思う。
- ・ 論点10は、民間との連携協定を新設するのであれば、それをどうやってエンフォースするかという点について、前回のヒアリングにおいて日本政策投資銀行のアドバイザリーボードという提案もあったが、金融機関団体から地域単位・支店単位でのコミュニケーションの問題でもあるとの話があったことから、地域連携推進室が東京にはあるが、例えば、現在、政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会を財務省が中心になって実施しているが、これの地方版みたいなものを商工中金が自主的に、あるいは、経産局や財務局に対応してもらいながら、定期的を開催するということはあり得る。そして、そこで出た話を商工中金の取締役会で審議の上、業務報告書に記載して、主務大臣に報告してはどうかと考えている。
- ・ 最後に、情報開示について、民間金融機関から低金利を武器にすることへの懸念が示されたので、例えば、貸出約定金利の分布を都道府県別で公表することや、あるいは、少なくともそれを主務大臣に提出することで、見える形にしてはどうかと考えている。

【委員】

- ・ 論点1については、株主資格制限を設けておくことが適切であると思う。また、中小企業団体が加わることにしても良いと思っている。
- ・ 論点2については、本当に必要な部分に限って政府が関与する形にすべきと考えている。今後、株主が全員中小企業・団体になった場合、中小企業によるガバナンスというのが非常に重要であり、また関根社長からも、半官半民というガバナンスがこれまでの問題を難しくしてきたとの指摘もあった。そういう意味では、現在の取締役の選任時の認可などはできるだけやめていき、政府の関与は、危機対応や特別準備金の返納といった部分に限定していく方向で組み立て直すのがよいと思う。
- ・ 論点3については、危機対応業務は当然果たしてもらうことが現時点では必要。ただし、引き続き民間金融機関の指定金融機関への参入を促していきながら、危機対応の責務については適時適切に見直していくことが必要。
- ・ 論点4については、商工中金の経営を維持し、その機能を十分発揮してもらうためにも、特別準備金の維持は当面必要。ただし、本当に自己資本に必要な部分はどのくらいなのかということは精査して、徐々に国庫に返納していくという考え方は大事。
- ・ 論点5の商工債については、さらに依存度を低下させていく一方で、資金調達を多様化していくことが必要。
- ・ 論点6の業務範囲については、基本的には銀行法に合わせていく方向で整備していくことが必要。
- ・ 論点7の政府保有株式については、今、中小企業の経営改善や再生支援ということが

本当に求められていることから、こうした分野で商工中金が活躍していくためにも、全部処分していく必要があると考えている。ただし、商工中金法については、最終的には、銀行法という方向が見えればよいと思っているが、危機対応業務が残ることや、特別準備金も徐々に返納していくこともあるので、まだ残しておく必要があると思う。

- ・ 論点 8 と 9 については、事務局提案に賛成。関根社長の連携・協業に関する意向も伺ったので、民間金融機関との連携・協業を進める規定と民業圧迫回避規定を残す必要があると思っている。
- ・ 論点 10 については、これからは株主である中小企業等によるガバナンスが基本であり、その意味では、連携・協業については、社外取締役や取締役会が主体となってフォローし、その上で、主務大臣も見えていくということかと思う。また、地域銀行とのコミュニケーションについては、アドバイザーボードというものを二重で作ることより、社外取締役をしっかりと機能させていくことで、地域とのコミュニケーションは取っていくという考えに賛成。
- ・ 委員から、情報開示の重要性について提案には共感。

【座長】

- ・ 委員の発言を受けて、事務局に 2 点質問する。
- ・ 1 点目は、商工債については、徐々に減らしていくべきだと思うが、その一方で、日本の預金は個人預金が大きなウェイトを占めており、個人預金による調達難しい商工中金には、当面商工債を措置しておかないといけないと感じるが、その点はどうかお伺いしたい。
- ・ 2 点目は、民業圧迫回避規定や連携・協業規定については、趣旨としては賛成だが、これは一步間違えると、談合ということにもなりかねないのではないかと。法律で規定することについて、独禁法上問題は無いのか。

【事務局】

- ・ 金融債の発行が認められている長期信用銀行については、長期金融に専念する観点や、預金の受入先制限がある観点から、金融債の発行が認められていたと認識。商工中金も 5 年超の貸出が半分以上であることから長期金融中心であるとは言えると思う。商工中金は個人預金の取扱いが可能だが、多くは経営者の個人預金であり、住宅ローンにはできない制約もある。現行の貸出先制限を維持するのであれば、商工債の発行も維持する必要性はあるのではないかと。ただし、依存度の低下についてはしっかり検討していきたい。
- ・ 民業圧迫回避規定については、現行の規定は、特段公正取引委員会から指摘は受けていない。また、連携・協業規定については、今後、仮に法案化することになれば、公正取引委員会との議論は必要になると思っている。

【商工中金】

- ・ 気になった点を 3 点申し上げる。
- ・ 1 点目は、商工債について、商工中金は住宅ローンができないなど個人業務は大きな制約がある。法人預金は、メインバンクに集まってくるが、商工中金のメインバンク比率は地域金融機関と比べて格段に低い。また今回、民間金融機関との連携をしか

りやっっていこうと言っており、低金利攻勢でメインバンクを取っていく考えもないため、法人預金の獲得も限界がある。そうした中で、中小企業をしっかりと支援していくためには、資金調達手段としての商工債というのは非常に重要。商工債のウェイトは6割超から3割超まで下がってきているが、現実問題として民間金融機関とは全然違うということをご理解いただきたい。

- 2点目は、特別準備金について、Tier 1に入るか入らないかは本当に死活問題。将来的に特別準備金をどうしていくかというのは議論としてあると思うし、我々もいつまでもここに依存してやっっていこうとは思っていないが、リスクを取って中小企業を支援するためには、資本的バッファは必要であり、格付機関に否認されない形でご検討いただきたい。
- 3点目は、連携・協業について、商工中金は連携・協業してやっっていくと言っているので、そこは全然問題ないものの、新たに連携・協業規定を入れるということなので、書きぶりは十分注意していただきたい。委員からも話があったが、金融機関の中には、再生支援に前向きでない金融機関もあり、そうしたところとも連携・協業を義務化されると、逆の弊害も出てくる。連携・協業規定は、金融機関のためではなく、中小企業のためにやるという趣旨で記載をお願いしたい。

【座長】

- 本日の委員のご意見について、少し論点の順番が異なるが、私なりの理解を申し上げる。
- 政府保有株の売却については、ほぼ全ての委員が賛成であり、タイミングも今だということだったと思う。
- 株主資格については、ガバナンスの一丁目一番地であり、関係団体まで広げつつも、中小企業関係者に限定するというのが、委員の一致した意見だったと思う。
- 危機対応業務については、当面は法律をもって存置させる。ただし、指定金融機関制度の使い勝手などを踏まえて、中長期的には、適時適切な見直しが必要だという意見も出された。
- 特別準備金については、国からの監督とセットで維持していくことが必要だということが委員の太宗の意見だったと思う。また、国庫納付規定についても危機対応準備金と同じように「できる」ではなく「する」という規定に変えるということも太宗の意見だった。
- 商工債については、引き続き発行は維持するという意見だったと思う。ただし、依存度は低下させて、資金調達の多様化を図ってほしいとの指摘もあった。
- 業務範囲については、基本的には銀行法の規定に揃えていく方向で進めるべきとの意見がマジョリティーだったと思う。
- 民業圧迫の回避と連携・協業については、委員の意見は、これらは何らかの形で措置すべきということだったと思う。
- 一般監督権限と大臣認可については、基本的には残すべきという意見がマジョリティーだったと思う。ただ、民営化をするのであれば、そのガバナンスは基本的にはその組織の中に委ねるのが本筋なので、徐々にそちらにシフトすべきではないかという意見が出された。
- 外部からのレビューについては、地域ごとにお互い忌憚なく状況をレビューできる場

があってもよいという意見や、基本的にはこれは株主ガバナンスに委ねる世界ではないかといった意見もあったと思う。屋上屋を課すようことは適切ではないのではないかという意見もあった。

- 私の意見を申し上げますと、基本的には委員の皆さんと同じである。ただし、民営化とは何かについては、今一度クリアにしていく必要があると思う。市場との関わりが長かった人間が考える民営化は全てに開かれた株主を民営化と呼んでいたが、本件では、政府が株を持たないということと、根拠法がなくなることの2つ要件があり、完全民営化という言葉も人によって理解が異なったりするので、整理が必要。
- また、商工中金の場合、過去の不祥事はまさに内部統制に問題があったわけなので、社外取締役に情報が上がってこない、判断のしようがないということが無いように、ガバナンスの強化については、委員からの提案があったような情報開示が当然必要だと思う。
- 今日色々な論点が出されたが、この改革が全体として、これまでの商工中金改革の趣旨に沿ったものか、また、評価委員会での評価というものを踏まえて、統合的なものになっているかという点をさらにチェックする必要があると思う。
- 委員の皆さんの向いている方向は、9割以上は同じになってきているが、事務局には次回までに、先ほど申し上げた趣旨の論点整理をお願いしたい。

以上